

大阪府福祉のまちづくり条例 ガイドラインの改訂

(主な改訂箇所)

令和2年10月

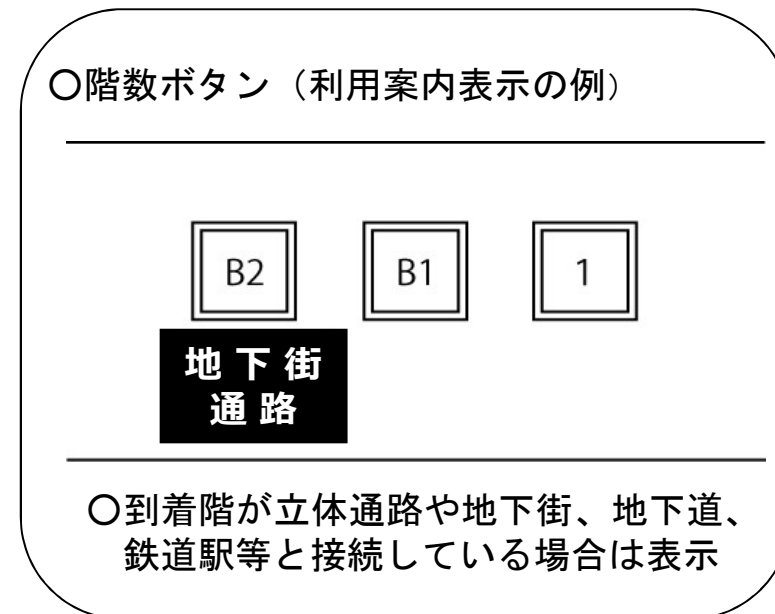
[6] エレベーター

【望ましい整備】 次の項目の修正

- エレベーターの昇降ロビー及び籠内に、到着階の各空間の用途、利用案内等を表示する。
また、到着階が立体通路や地下街、地下道、鉄道駅等と接続している場合は、その旨を表示する。

※下線部追加

【解説図】 右記の図を追加。



[7] エスカレーター

変更前

【配慮すべき事項】

- 慣れない場所で視覚障がい者がエスカレーターを利用する場合、上り下りの区別がわかりにくい、乗降のタイミングがはかりにくい等の問題があるため、視覚障がい者をエスカレーターへ誘導する場合は、点状ブロック等や誘導固定手すりあるいは音声案内等を組み合わせて、安全に利用できるようにする必要がある。



変更後

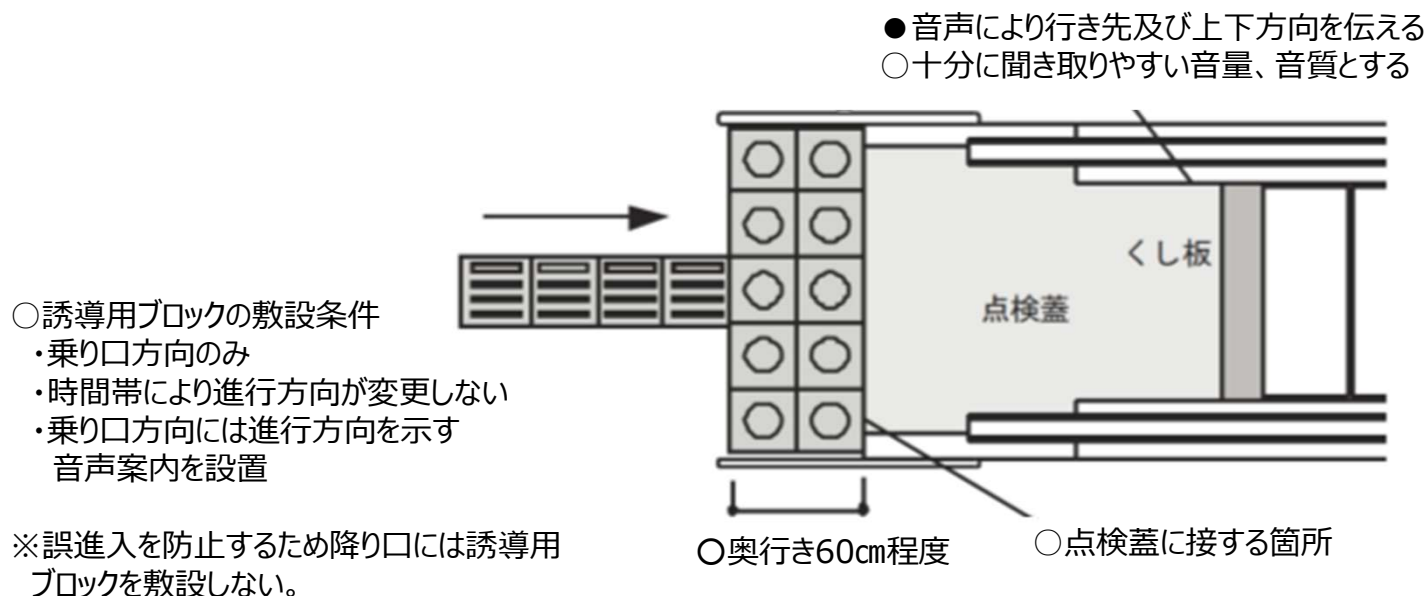
【基本的な考え方】 次の文章を追記

- 視覚障がい者におけるエスカレーター利用のニーズは高く、エスカレーターを使用できる環境を整備する必要があると考えられる。一方で、安全性への配慮が必須である。

【望ましい整備】

- 踏み段の端部だけでなく、四方に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにする。(追記)
- エスカレーターに誘導する視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する場合は以下の条件を満たすこととする。(変更)
 - (条件) ・ 乗り口方向のみに敷設する。
 - ・ 時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設をする。
 - ・ 乗り口方向には進行方向を示す音声案内を設置する。

エスカレーターへの視覚障がい者誘導用ブロックの敷設方法の例



エスカレーターの視覚障がい者に対する注意喚起等の例



〔大阪メトロ コスモスクエア駅の事例〕

- ・ ↑, ×により案内
- ・ 視覚障がい者等に対し誤進入した場合、ブザーにより注意喚起
- ・ 視覚障がい者に対し注意喚起を行うため、点状ブロックを敷設している

[10] ホテル又は旅館の客室

■建築物移動等円滑化基準（一般基準）

【一般客室（UDルームⅠ）】

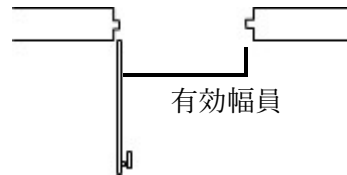
客室出入口の幅

- 客室出入口の幅は、80cm以上とすること。

→（解説）客室出入口の幅の寸法は有効幅員とする。

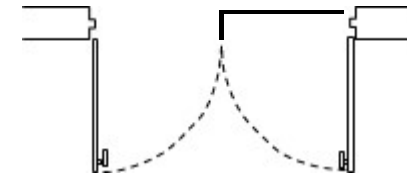
「開き戸」の場合は、扉厚を含めずに扉を90度開けたときの建具の内法幅、
「引き戸」の場合は、引き残しを含めずに建具の内法幅で80cm必要となる。

片開き戸



両開き戸

有効幅員



片引き戸

有効幅員



両引き戸

有効幅員



段

- 客室内には、階段又は段を設けないこと。
(用途変更によりホテル又は旅館にする場合は努力義務規定。)
ただし、次に掲げる場合は除く。
 - ・浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合の当該高低差の部分

→ (解説) 浴室等は、防水上の観点から一般的に客室部分との間に 2 cm 程度の段差が必要となることから、それを許容するものを基本とする。

客室内の便所・浴室等出入口の幅

- 1 以上の便所及び 1 以上の浴室等の出入口の幅は、70cm 以上とすること。

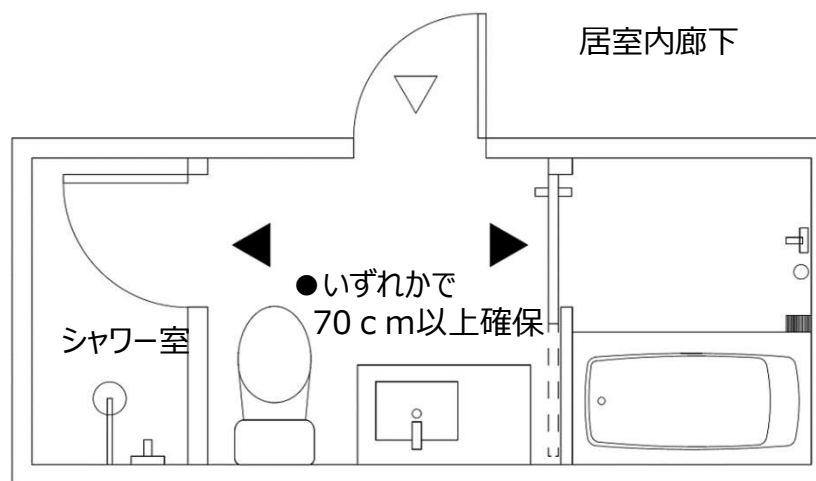
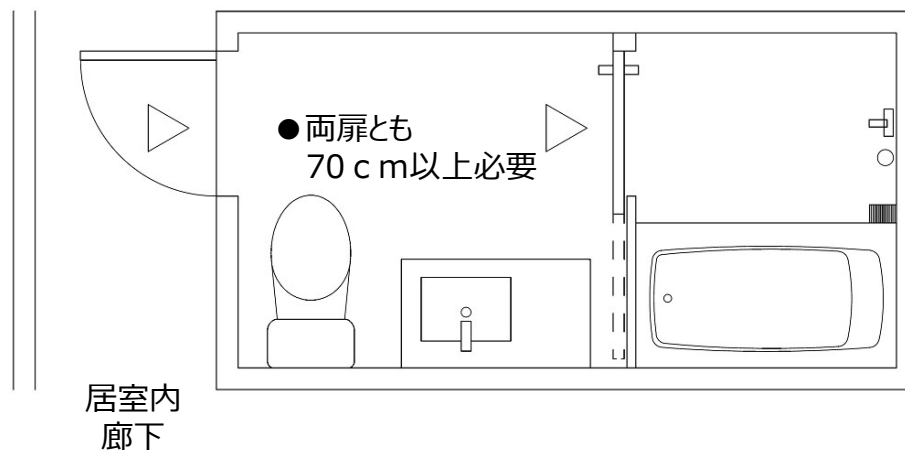
→ (解説) 出入口の幅は有効幅員とする。

ただし、両開き戸は、施錠の方法等により、車椅子使用者でも円滑に開閉できるものは、両側の扉を開放した状態で有効をとってもよいこととする
(例えばフランス落とし錠のような障がい者が開錠に苦慮するものは対象外)。

1 以上の便所及び 1 以上の浴室等とは、1 の客室内に複数の便所又は浴室等がある場合、1 以上について、規定する幅が必要となる。

また、腰掛便器、浴槽及び洗面台の 3 点ユニットバスではなく、便所及び浴室が独立しているものの、便所を介して浴室につながっている場合は、便所及び浴室の両方の出入口とも当該規定を適用する (次図参照)。

便所を介して浴室等に繋がる事例



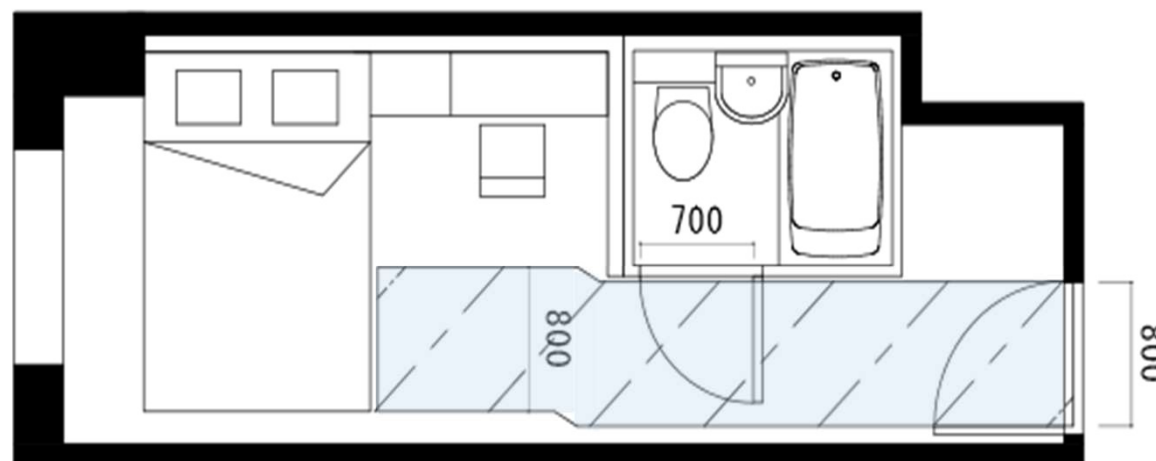
〔浴室の出入口の扉〕

○浴室のみのユニットの場合は、引き戸、折れ戸などの製品もあることから、これらの戸を使用することが望ましい。

客室出入口からの経路の幅

- 客室（1ベッドの客室で客室面積が15㎡以上、2ベッド以上の客室で客室面積が19㎡以上に限る。）出入口から1以上のベッド並びに1以上の便所及び1以上の浴室等までの経路の幅は、80cm以上とすること。

→（解説） 1以上のベッドまでの経路は、車椅子使用者がベッドに寄付けるよう、ベッドに80cm以上接することを基本とする（ベッドの短辺側でも可とする）。ベッドや家具の移動等、客室のレイアウトの変更による対応でも可とする。



UDルーム I の事例（15㎡以上の場合）

【一般客室（UDルームⅡ）】

客室出入口の幅 段 UDルームⅠと同じ。

客室内の便所・浴室等出入口の幅

- 1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75cm以上とすること。

→（解説） 考え方は、一般客室（UDルームⅠ）と同様。

客室出入口からの経路の幅

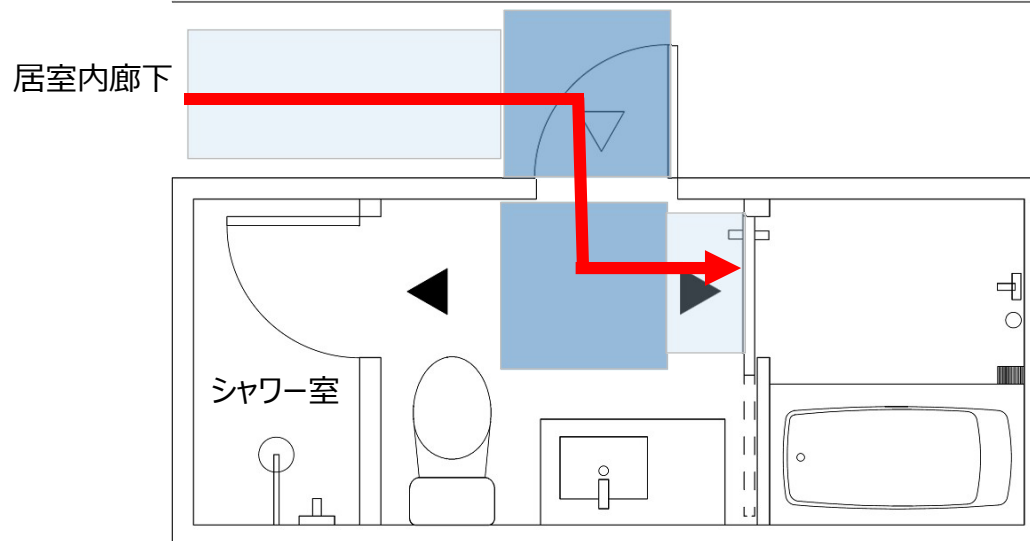
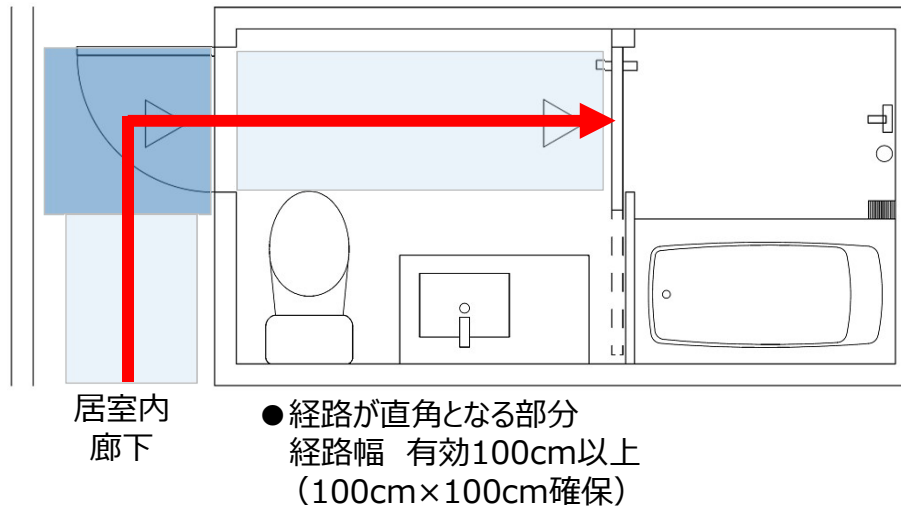
- 客室の出入口から1以上のベッドの側面並びに1以上の便所及び1以上の浴室等までの経路の幅は、80cm以上とすること。ただし、当該便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合、当該直角となる部分における経路の幅は、100cm以上とすること。

→（解説） 1以上のベッド側面までの経路は、車椅子使用者がベッドに移乗できるよう、ベッドの側面（長辺側）に120cm以上接することを基本とする。

便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合、車椅子使用者が出入りできるよう配慮し、当該直角となる部分に100cm×100cmのスペースを確保することを基本とする。便所及び浴室等の扉が外開きの場合、戸を開けた状態で戸を避けて、本スペースを確保する（次図参照）。

ベッドや家具の移動等、客室のレイアウトの変更による対応でも可とする。

便所を介して浴室等に繋がる場合の経路の考え方



- 左記図（上側）のように、ユニットバスに至るまでの経路が直角となる場合、直角となる部分は100cm×100cm以上のスペースを確保すること。
- また、左記図（下側）のように、ユニットバス内でも直角となる場合、直角となる部分は100cm×100cm以上のスペースを確保すること。

〔浴室の出入口の扉〕

- 浴室のみのユニットの場合は、引き戸、折れ戸などの製品もあることから、これらの戸を使用することが望ましい。

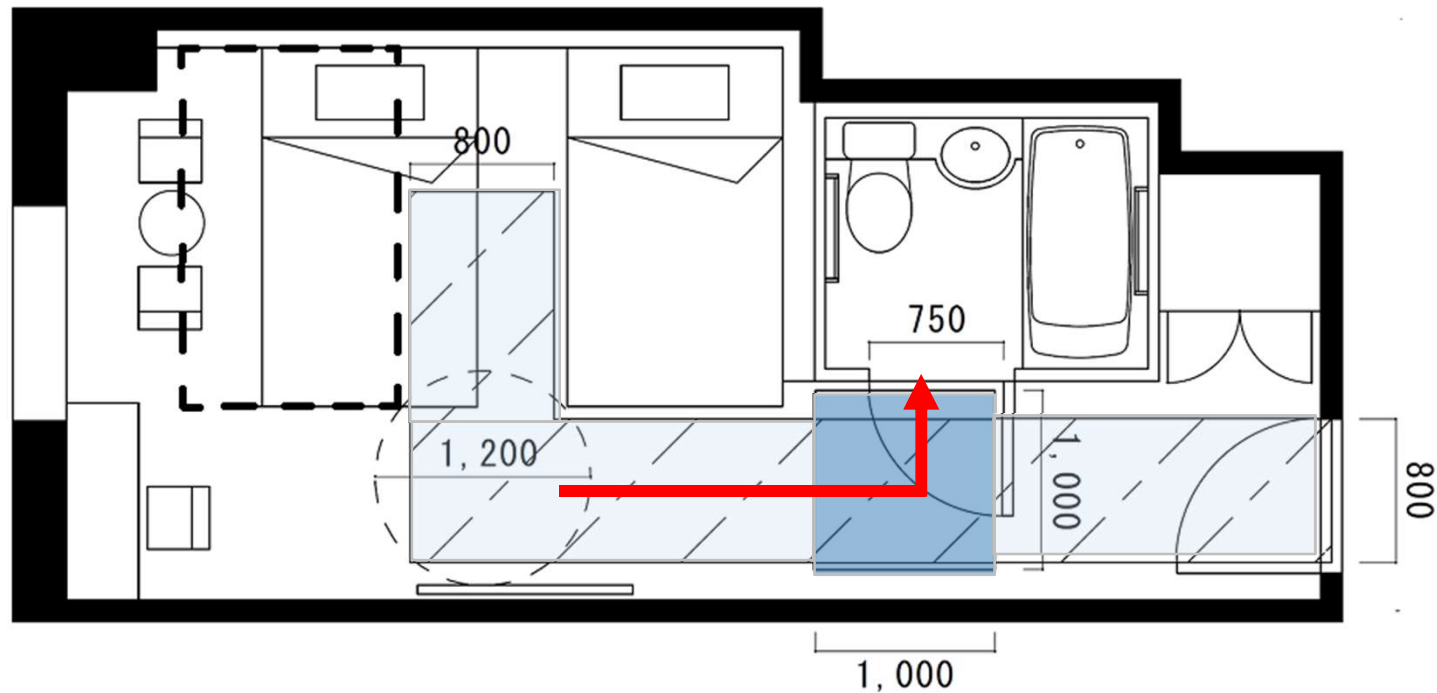
方向転換スペース

- 客室内には、車椅子使用者が転回できる空間を確保すること。

→（解説）直径120cm以上のスペースが確保されていることを基本とする。

ベッドや家具の移動等、客室のレイアウトの変更による対応でも可とする。

家具等の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されている場合、その部分も有効スペースとする。



UDルームⅡの事例

腰掛便器・浴槽等への寄付き

- 車椅子使用者が腰掛便器、浴槽及び洗面台に寄付けること。

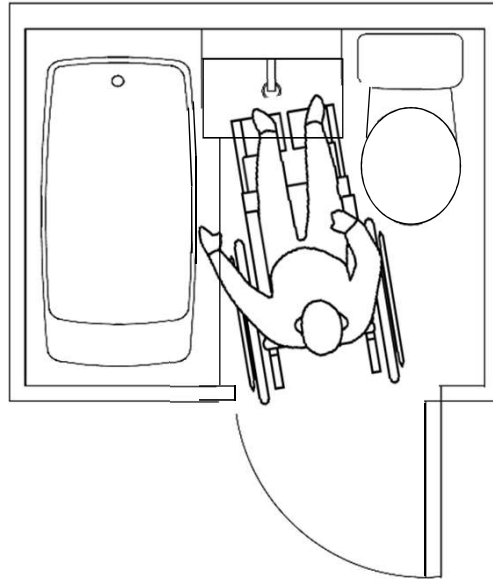
→（解説）腰掛便器、浴槽及び洗面台の3点ユニットバスの場合、長辺入りでは1418以上、短辺入りでは1620以上とし、車椅子使用者が腰掛便器、浴槽等及び洗面台に寄付けるよう、便器、浴槽等、洗面台及び出入口を適切に配置することを基本とする。

腰掛便器、浴槽等又は洗面台が独立している場合は、出入口の幅、経路の幅の規定を適用することを基本にし、それぞれに車椅子使用者が寄付けるよう、出入口の配置や扉の形状（開き戸、引き戸等）、スペースの確保等を行う。

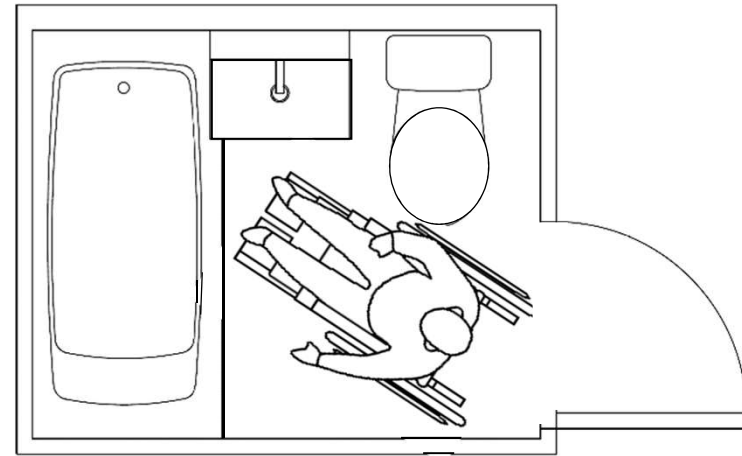
なお、車椅子使用者用客室では、政令で腰掛便器及び浴槽等は車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間の確保と規定されているが、一般客室ではそこまで求めていない。

腰掛便器・浴槽等への寄付きの事例

例



1418サイズ（長辺入り）



1620サイズ（短辺入り）

■ 建築物移動等円滑化基準（一般基準）

【車椅子利用者用客室】

客室出入口・便所・浴室等

- 出入口に設ける戸は引き戸としなければならない。
ただし、自動的に開閉する構造の場合は、この限りでない。かつ、その前後に高低差がないこと。

■ 望ましい整備

【車椅子利用者用客室】

客室

- 客室総数が50未満の場合でも、1以上の車椅子利用者用客室を設ける。

照明

- 肢体不自由者等に考慮し、ベッド上で点灯・消灯できるものとする。
- 高齢者や視覚障がい者等に考慮し、リモコンや音声等で操作できるものとする。
- 直接光又は反射光によってまぶしくならないように、工夫して設置する。

鍵

- 客室の鍵は視覚障がい者が円滑に利用することができるように、解錠・施錠が音等でわかるなど、操作しやすいものとする。
- 非接触型カード錠のカードリーダーは、床から100～120cm程度の高さに設ける。

客室出入口

- 自閉式上吊り引き戸（自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの）で、容易に開閉できるものとする。
- 車椅子利用者の戸の開閉のため、戸の取っ手側に袖壁の幅45cm程度以上の接近スペースを設ける。
- 室名表示、避難情報及び避難経路の表示等は、床から140cm程度の高さ（車椅子利用者の見やすさに配慮した高さ）に設ける。

取っ手

- 取っ手は使いやすい形状のものとし、床面から90cm程度の位置に設置する。
→取っ手は、握りやすい形状（棒状のもの等）とする。

段

- 客室の一部に和室や畳の小上がりスペース等を設ける場合、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、畳上面等（段差）を40～45cm程度（車椅子の座面の高さと同程度）とする。

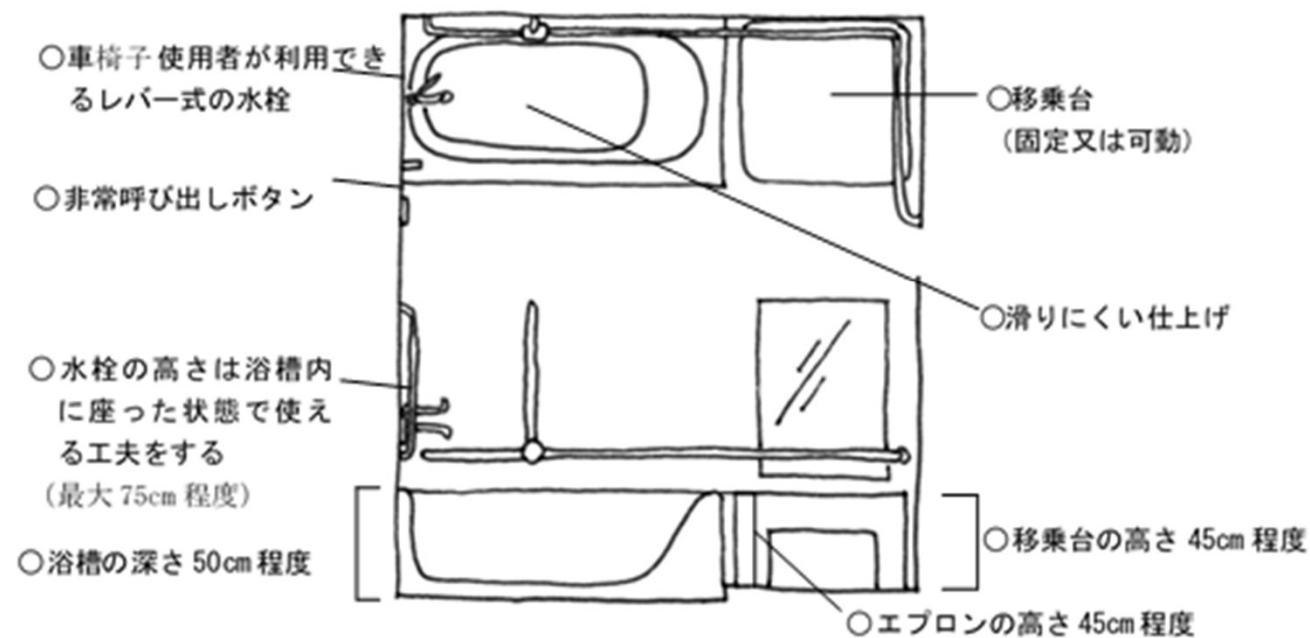
ベッド

- ベッドの高さはマットレス上面で、45～50cm程度とする。
- ベッドボードの高さは、マットレス上面より30cm以上とし、ベッド上で寄り掛かりやすい形状とする。

浴室等

- 車椅子から移乗しやすいよう、浴槽の脇に移乗台を設ける。
移乗台の高さは、浴槽のエプロン高さ（45cm程度）と同程度とする。

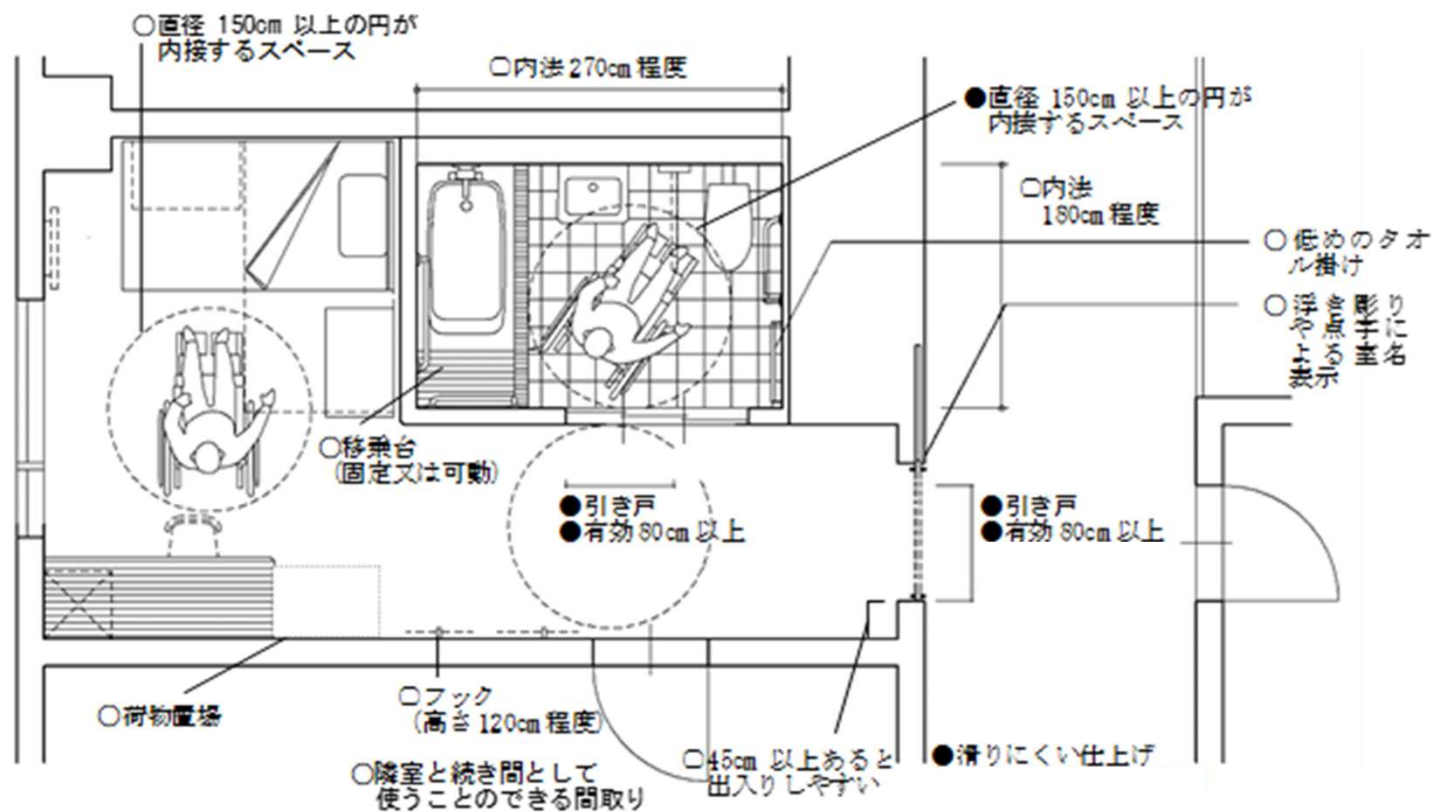
水栓器具類（展開図）



収納等

- 机等は車椅子での使用に適する高さとする。
また、下部には車椅子のフットレストが入るスペースを確保する。

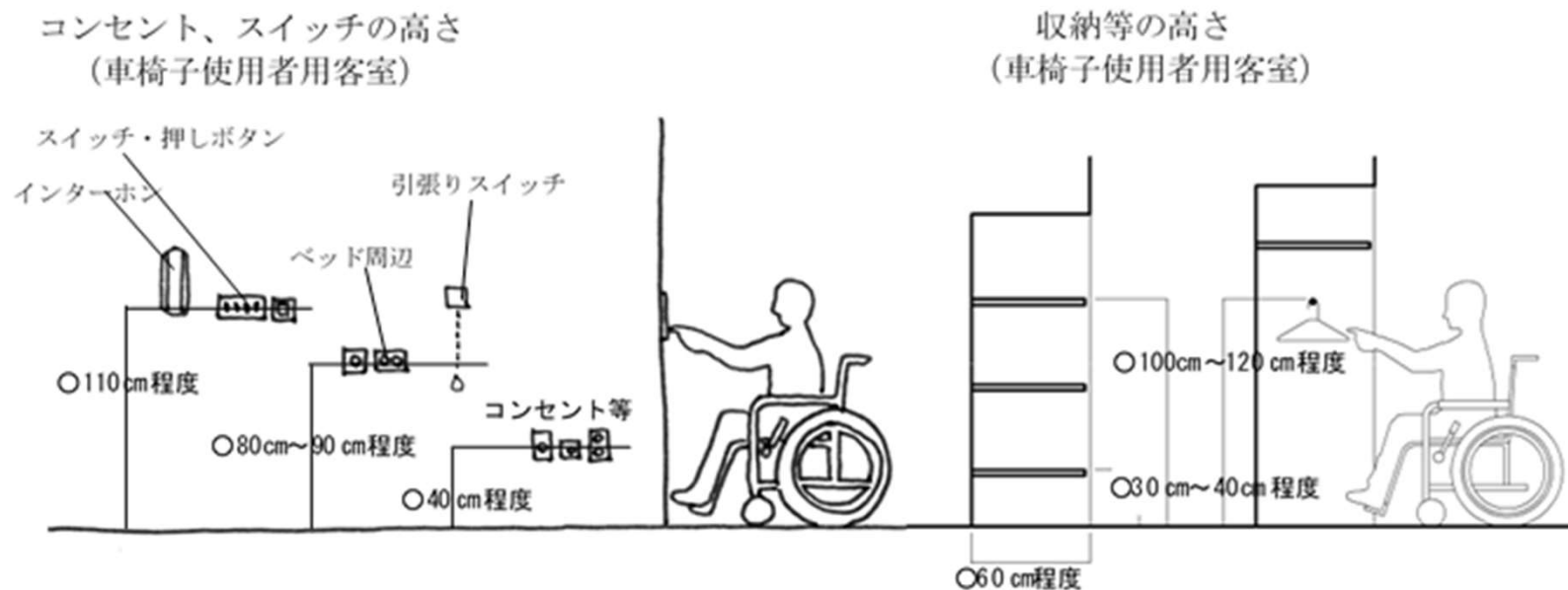
→〔参考〕机等 上端：70cm～75cm程度、
下端：60cm～65cm程度、
奥行き：45cm程度



車椅子使用者用客室（シングルルーム）の例

その他の設備

- インターホン（室内機）、コンセント、スイッチ、ボタン等は車椅子での使用に適する高さ及び位置とする。
- スイッチ及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相又は彩度の差を確保する。
- 電動車椅子のバッテリーの充電のため、使用しやすい位置（床から40 c m程度の高さ）にコンセントを設ける。



【一般客室（UDルームⅠ・UDルームⅡ）】

照明

- 肢体不自由者等に考慮し、ベッド上で点灯・消灯できるものとする。
- 高齢者や視覚障がい者等に考慮し、リモコンや音声等で操作できるものとする。
- 直接光又は反射光によってまぶしくならないように、工夫して設置する。

鍵

- 客室の鍵は視覚障がい者が円滑に利用することができるように、解錠・施錠が音等でわかるなど、操作しやすいものとする。
- 非接触型カード錠のカードリーダーは、床から100～120cm程度の高さに設ける。

客室出入口

- 自閉式上吊り引き戸（自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの）で、容易に開閉できるものとする。
- 車椅子使用者の戸の開閉のため、戸の取っ手側に袖壁の幅45cm程度以上の接近スペースを設ける。
- 開き戸の場合には、戸が90°以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁に当たらないよう戸の吊元のスペースを確保する。

段

- 客室の一部に和室や畳の小上がりスペース等を設ける場合、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、畳上面等（段差）を40～45cm程度（車椅子の座面の高さと同程度）とする。

便所・浴室等

- 戸は、引き戸とする。特に浴室のみのユニットの場合は、引き戸、折れ戸などの製品もあることから、これらの戸を使用する。

手すり

- 便所及び浴室等には手すりを適切に配置する。

その他の設備

- スイッチ及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相又は彩度の差を確保する。
- スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとする。

【一般客室（UDルームⅠのみ）】

客室出入口からの経路

- 客室の出入口から1以上のベッドの側面並びに1以上の便所及び1以上の浴室等までの経路の幅は、80cm以上とすること。ただし、当該便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合、当該直角となる部分における経路の幅は、100cm以上とすること。

転回スペース

- 客室内には、車椅子使用者が方向転換できる空間を確保する。

便所・浴室等

- 客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75cm以上とする。
- 車椅子使用者が腰掛便器、浴槽及び洗面台に寄付けること。

【案内表示、情報伝達設備等（車椅子利用者用客室・一般客室）】

室名表示等

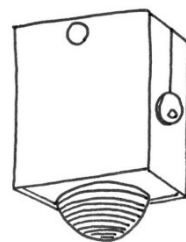
- 室名表示は文字の浮き彫りとするか点字を併記する等、視覚障がい者等の利用に配慮する。
- 室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとする。

設備・備品等の設置又は貸出

- フラッシュライト等の火災警報装置の設置等のハード面のほか、点滅や振動によって伝える室内信号装置の貸し出し等により、聴覚障がい者等への非常時の情報伝達に配慮する。
- 聴覚障がい者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとし、文字表示が可能なりモコンを客室に備える。



室番号の浮き彫り表示の例



フラッシュライト



テレビの字幕放送

[12] 標識

【望ましい整備】 次の項目の追加

- 立体通路や地下街、地下道、鉄道駅に接続している建物においては、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を、歩道や地下通路から認識できる場所に設ける。

【解説】 次の項目の追加

階層移動が難しい車椅子使用者にエレベーターの場所を示す。



【事例】 以下を追加

～地下鉄及び地下街に接続している建物の案内標識～

◆車椅子使用者が階層移動する際には、エレベーターを利用することが一般的であり、エレベーターの場所については、建物内に標識や案内板を設けることになっている。

しかし、地下街や鉄道駅に接続している建物であることや、エレベーターの有無については、建物外を通行しているだけでは判断ができない。

わかりやすい位置に標識を設けることにより、歩道や地下街を通行する車椅子等の利用者の利便性が向上する。

●取組み例



地下街の奥まった場所にある地上へのエレベーターを案内



歩道から見やすい位置に鉄道駅の接続案内を設置

【参考】

～障がい者団体の取り組み事例「なんばおにごっこ」の紹介～

- ◆障がい者団体が地元商店街の協力を得て、車椅子使用者がラリー形式で難波のまちを移動するイベント「なんばおにごっこ」を平成26年から毎年開催している。

まち歩きを通じて地上と地下の移動経路の問題点を検証し、バリアフリーの推進に取り組んでいる。

